

自由で開かれたインド太平洋に資する 日本及びカナダが共有する優先協力分野(概要)

1 法の支配

- 国連海洋法条約に整合的な国際法に基づく海洋秩序を損なう一方的な行動への対応、「瀬取り」など北朝鮮関連の国連安保理決議違反への対応(注)等で協力を強化。(注:カナダは2018年以降、「瀬取り」警戒監視のために航空機及び艦船を派遣。)

2 平和維持活動、平和構築及び人道支援・災害救援

- 日加ACSAを最大限に活用し、更なる協力に向けた機会を探求。

3 健康安全保障(ヘルス・セキュリティ)及び新型コロナウイルス感染症への対応

- 研究開発やワクチン・治療・診断への公平なアクセスへの支援、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進による保健システムの強化等により、世界の健康安全保障(ヘルス・セキュリティ)を強化。

4 エネルギー安全保障

- LNGカナダ・プロジェクトを含め、持続可能な資源の安定供給を促進。

5 自由貿易の促進及び貿易協定の実施

- TPP11を着実に実施・拡大。ルールに基づく貿易体制を支持し、WTO改革を推進。

6 環境及び気候変動

- インド太平洋地域、特に太平洋島嶼国に対して、海洋の持続可能性や気候変動分野等での取組を支援。